

2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会 幹事会 開催要綱（案）

1 目的

本会合は、「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」（以下「懇談会」）の幹事会として、懇談会における検討内容について、適時関連する諸団体等の協力を得て、より専門的な観点から検討を行うことを目的とする。

2 検討内容

(1) 社会全体のICT化の推進に向けたアクションプラン

- ① 実現を図るべき事項（無料公衆無線LAN環境の整備促進、ICTを活用した多言語対応、放送コンテンツの海外展開、4K8Kやデジタルサイネージの推進、第5世代移動通信システムの実現、オープンデータ等の活用等）
- ② 目標とすべき時期

(2) 官民の役割分担

(3) その他、座長が必要と認める事項

3 構成及び運営

- (1) 本幹事会の主査は、検討会座長が指名する。本幹事会の構成員は、主査が指名する。
- (2) 主査は、本幹事会を招集し、主宰する。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (4) 主査は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本幹事会を招集し、主催する。
- (6) 本幹事会において検討された事項は、主査がとりまとめ、これを懇談会に報告する。
- (7) その他、本幹事会の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事等の公開

- (1) 本幹事会及び使用した資料については、次の場合を除き公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると主査が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と主査が認める場合
- (2) 幹事会終了後、速やかに議事要旨を作成し、公開する。

6 スケジュール

本幹事会は、平成26年11月から開催する。

7 事務局

本幹事会の庶務は、情報通信国際戦略局情報通信政策課が行うものとする。